

## 財形貯蓄関係資料(1)

注:( )内の資料は再掲

## 目 次

## 1 基本的な資料

- ・ 財形貯蓄制度の概要(一般、年金、住宅) . . . . 1 ~ 3

## 2 財形貯蓄を巡る状況変化

## (1) 貯蓄、福利厚生等

- ・ 貯蓄に関する意識変化
  - ・ 貯蓄の目的についての意識の変化 . . . . 4
  - ・ 貯蓄の目的(年齢別) . . . . 5
- ・ 企業の福利厚生制度の変化
  - ・ 福利厚生費の推移 . . . . 6
  - ・ 福利厚生施策の領域別にみた今後の意向 . . . . 7
  - ・ 従業員にとって必要性の高い項目(企業、個人) . . . . 8
  - ・ 企業内福利厚生で今後重視する目的(企業) . . . . 9
  - ・ 福利厚生に関する考え方(個人) . . . . 10
- ・ 貯蓄動向の変化
  - ・ 家計貯蓄率の推移 . . . . 11
  - ・ 純金融資産残高(貯蓄一負債)の推移 . . . . 12
  - ・ 貯蓄非保有世帯の割合 . . . . 13
  - ・ 世帯主の年齢階級別1世帯あたり資産・負債額 . . . . 14
  - ・ 関連する政策の変化(「貯蓄から投資へ」等)
    - ・ 政府税制調査会等における議論の方向について . . . . 別冊
    - ・ 税制調査会金融小委員会報告書「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」 . . . . 別冊
  - ・ 住宅の現状と住宅政策の課題 . . . . 15

## (2) 財形貯蓄契約

## 「労働者世帯等の調査」

- ・ 財形貯蓄保有率及び財形貯蓄保有世帯の財形貯蓄残高の推移(労働者世帯) . . . . 16
- ・ 世帯主の年間収入階級別の財形貯蓄保有率 . . . . 17
- ・ 世帯主の年齢階級別の財形貯蓄保有率 . . . . 18
- ・ 世帯主の勤め先企業規模別の財形貯蓄保有率 . . . . 19
- ・ 世帯主の年齢階級別等の貯蓄高(財形貯蓄含む) . . . . 20

## 「労働者個人等の調査」

- ・ 資産形成支援制度の実施率(企業規模別) . . . . 21、22
- ・ 利用したことがある資産形成支援制度等(年代・企業規模・業種・就業形態別) . . . . 23
- ・ 利用したことがある資産形成支援制度等(年収別) . . . . 24

## 3 財形貯蓄制度の今日的な意義

## (1) 勤労者の視点から

・ 財形貯蓄保有世帯と非保有世帯の貯蓄現在高（勤労者世帯）	... 25
・ 今後充実又は利用できるようにしてほしい資産形成支援制度（年代・企業規模・業種・就業形態別）	... 26
・ 今後充実又は利用できるようにしてほしい資産形成支援制度（年収別）	... 27
 (2) 企業の視点から	
・ 財形貯蓄制度に関する要望（個人、企業）	... 28
・ 企業内福利厚生で今後重視する目的	... 9 )
 (3) 社会的な視点から	
・ 憂みや不安の内容	... 29
 (4) その他	
・ 純金融資産残高（貯蓄一負債）の推移	... 12 )
・ 貯蓄非保有世帯の割合	... 13 )
 「意識調査」	
・ 財形貯蓄制度を導入しない理由（企業）	... 30
・ 財形貯蓄の加入件数が減少傾向にある理由（企業）	... 31
・ 財形貯蓄の利用理由（個人）	... 32
・ 財形貯蓄を利用したことがない理由（個人）	... 33
・ 利用したことがある資産形成制度（年代別等）	... 23, 24 )
 「実態調査」	
・ 財形貯蓄の推移（一般、年金、住宅）（平成15年度実績追加）	... 34 ~ 37
・ 金融機関別の財形貯蓄残高割合の推移	... 38
・ 財形貯蓄の契約期間別契約数（一般、年金、住宅）	... 39
・ 過去10年間の雇用者数伸び率と財形貯蓄種類別件数伸び率の比較	... 40
・ 過去10年間の家計の金融資産残高の伸び率と財形貯蓄残高伸び率の比較	... 41
・ 年度別新規加入・解約件数（一般、年金、住宅）	... 42
・ 年度別解約件数の内訳	... 43
・ 財形貯蓄の年齢別・男女別契約件数（一般、年金、住宅）	... 44 ~ 46
・ 年齢階層別雇用者数（雇用形態・男女別）	... 47
・ 企業規模別・財形貯蓄導入企業数割合	... 48
・ 1世帯当たり種類別貯蓄保有額の推移（財形貯蓄 vs 預貯金、個人年金、株式等）	... 49
 4 天引き制度について	
・ 財形貯蓄の利用理由（個人）	... 32 )
・ 財形貯蓄の加入件数が減少傾向にある理由（企業）	... 31 )
 5 適用拡大について	
・ 非正社員に対する資産形成支援制度の有無と今後の適用意向	... 50

・ 自分にとって必要性の高い項目（正社員・非正社員）	... 51
(・ 資産形成支援制度の実施率（企業規模別）	... 21, 22 )
(・ 世帯主の年間収入階級別の財形貯蓄保有率	... 17 )
(・ 世帯主の年齢階級別の財形貯蓄保有率	... 18 )
(・ 世帯主の勤め先企業規模別の財形貯蓄保有率	... 19 )
(・ 資産形成支援制度の実施率（企業規模別）	... 21, 22 )
(・ 利用したことのある資産形成支援制度（年代別等）	... 23, 24 )
(・ 財形貯蓄制度に関する要望（個人、企業）	... 28 )
<b>6 非課税措置について</b>	
(1) 現行の非課税措置についてどう考えるか。	
・ 財形貯蓄商品の年度末金利の推移	... 52
・ 主な財形貯蓄商品の金利一覧（個別金融機関別）	... 53
・ 財形貯蓄実施者の利子課税額試算結果	... 54
(2) 財形年金貯蓄について	
・ 公的年金の上乗せ年金等の加入状況	... 55
・ 老後に必要な生活費と公的年金額の比較	... 55
・ 財形（年金・住宅）貯蓄解約者の意見	... 56
(・ 悩みや不安の内容	... 29 )
(・ 貯蓄の目的についての意識の変化	... 4 )
(・ 貯蓄の目的（年齢別）	... 5 )
(3) 財形住宅貯蓄について	
・ 現在の住居と今後の持家取得意向（個人）	... 57
・ 世代別持家ニーズと持家率	... 58
(・ 財形（年金・住宅）貯蓄解約者の意見	... 56 )
(・ 住宅の現状と住宅政策の課題	... 15 )
(・ 福利厚生施策の領域別にみた今後の意向	... 7 )
<b>7 確定拠出年金との関係について</b>	
・ 確定拠出年金制度の概要	... 59 ~ 63
・ 各企業年金制度の比較	... 64
(・ 公的年金の上乗せ年金等の加入状況	... 55 )
(・ 老後に必要な生活費と公的年金額の比較	... 55 )

## 勤労者財産形成貯蓄（一般）制度の概要

目的	目的を問わない（用途は自由）
対象者	勤労者
契約要件	<p>1 積立ては、3年以上の期間にわたって定期に行うものであること。</p> <p>2 積立てを行った日から1年間は、その払出し又は譲渡をしないこととされていること。</p> <p>3 積立ては、給与から天引きした金銭で行うか、財形給付金・財形基金給付金の満期給付金若しくは返還貯蓄金（注）により行うこと。            (注) 返還貯蓄金とは、社内預金が中止された場合のものである。</p>
税制	利子等については、課税。 (注) 原則20%の源泉分離課税。財形株式投資信託は、配当所得が10%の源泉徴収（申告不要）、譲渡所得が10%の申告分離課税

## 勤労者財産形成年金貯蓄制度の概要

目的	年金としての受給
対象者	勤労者（契約締結時は55歳未満であること）
契約要件	<p>1 積立ては、5年以上の期間にわたって定期に行うものであること。</p> <p>2 年金の支払いは、満60歳以降の契約所定の年金支払開始から5年以上（預貯金等商品は20年以内、生命保険等は終身も可）の期間にわたって、次の方 法等に基づく年金額を毎年一定の時期に行うこと。 なお、指定期間を設ける場合は、5年以内であること。</p> <p>【年金支払方法】 定額型・通増型・前厚型（介護等の際は受給額の増額変更可能）</p> <p>3 年金の支払い以外には、①継続預入等を行う場合、②勤労者が死亡（重度障 害を含む）した場合、③指定期間に利回りの上昇により非課税限度額を超過し た利子等を払出す場合を除き行わないこと。</p> <p>4 積立ては、給与から天引きした金額で行うか、財形給付金・財形基金給付金 の積算給付金により行うこと。</p>
税制	<p>事業主に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している勤労者を対象に、 財形住宅貯蓄とあわせて元本550万円（生命保険等の財形年金貯蓄は払込額3 85万円）までから生ずる利子等について非課税</p> <p>【課税扱いとされる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財形非課税貯蓄申告書等が提出されなかった場合</li> <li>(2) 勤労者が退職等した場合（転職継続措置を取った場合等を除く）</li> <li>(3) 勤労者が死亡した場合</li> <li>(4) 非課税限度額を超過した場合</li> <li>(5) 財形貯蓄への預入の中止が2年間以上あった場合</li> <li>(6) 財形法で定められた契約要件に反する事実が生じた場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 払出しに係る契約要件違反（年金の支払い等のため以外に財形貯蓄の 払出しが行われた場合）</li> <li>② その他の契約要件違反</li> </ul> </li> <li>(7) 海外転勤者に雇用不適格事由（海外転勤後7年以内に国内の勤務先 に勤務しなかった等）が生じた場合</li> </ul> <p>【追徴課税について】</p> <p>払出しに係る契約要件【上記(6)①の要件】に反する事実が生じた場合は、 払出日前5年内に支払われた利子等に課税</p> <p>※ 財形年金貯蓄については、払出しに係る契約要件違反が生じた場合であって も、次の場合には、その払出時の利子等は課税されるが追徴課税は適用されな い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情による払出しで所定 の要件を満たす場合</li> <li>② 払出要件違反が生じた日が年金支払開始日の5年後の応答日以後の日で ある場合</li> </ul>